

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会・第10回理事会議事録

- 日時：平成24年5月16日（水）15:00～17:20
- 場所：県庁4階第3会議室
- 出席（役員）：中野義勝、泡瀬干潟を守る連絡会（桑江直哉）、上里幸秀、エコガイドカフェ（猪澤也寸志、途中参加）、沖縄エコツーリズム推進協議会（平井和也）、自然保護課（富永千尋）、NPO法人沖縄県ダイビング安全対策協議会（案納昭則）、環境省那覇自然環境事務所（小口陽介・若松佳紀）、後藤亜樹、八重山サンゴ礁保全協議会（吉田稔）、沖縄県衛生環境研究所（金城孝一）
- 委任状：西平守孝、鹿熊信一郎、梶原健次、有限会社コーラルクエスト（岡地賢）、桜井国俊、沖縄リーフチェック研究会（安部真理子）、グローイングコーラル（上原直）、中谷誠治、WWF ジャパン（権田雅之）
- 事務局：沖縄県環境生活部自然保護課（神谷大二郎）
- 運営委員：沖縄県環境科学センター（山川英治）
- 議事録署名人：後藤亜樹、吉田稔

役員22名中、上記8名の出席者（会長、理事5名、途中参加2名）および9名の委任状により、成立要件である理事の過半数を満たしたので成立、内容を協議し決定した。

【アンダーライン部分が理事会での決定事項】

### （1）事務局からの報告

#### ①白石からの寄付について

- ・再度依頼とは手続きが再開されることということが確認された。

#### ②平成23年度サウジアラムコ基金の委託経費について

- ・平成23年度サウジアラムコ基金の委託経費について、資料1の通り承認された。

### （2）各委員会からの報告

#### ①選挙管理委員会からの報告

- ・第3回選挙に関する報告とスケジュールの確認が行われた。
- ・立会人と会場については、選挙管理委員会に一任されることが決定された。

選挙について以下のことを確認した。

- ・被選挙人は会員全員であることが確認された。
- ・得票数が同数の場合の扱いについて、選挙細則では抽選で選ぶとなっていることが確認された。
- ・前回の選挙の有効票数（43票）や会員数（117名）が確認された。

#### ②企画委員会からの報告

- ・助成事業で決定した牧野さんワークショップの日程について、9月8、9日に予定されていることが報告された。

- ・ワークショップの開催について以下のような意見が出された。
  - 定員が 20～30 名であり、対象者は行政などの計画を作成するような方なので、ミスマッチが起こらないように募集要綱をしっかりと作ること。
  - 会場費が見積もっている額より高かった場合など場合によっては、参加者からお金を徴収することを検討してはどうか。
  - 牧野さんは主催であるが、協議会はどのような位置づけで参加するのかを確認すること。
  - 実施体制の整備を進め、問い合わせをメールに限定するなど、問い合わせ先なども考慮すること。
  - 参加者の航空券の調整などを考えると、6月下旬には広報したほうがよい

### ③助成事業の移植に関わる審査基準

- ・審査基準(案)を骨子として了承され、以下の点が考慮されるように移植 WG へ回答する。
  - 当協議会の対象範囲は奄美群島まで含まれるため、「1. 移植に用いるサンゴは、特別採捕許可等の関係法令規則に基づいて採捕され・・・」の部分で特別採捕許可に関するものは、沖縄県のみであることがわかるようにする。
  - 目的が明確にされていることを基準に加える。(この基準を加えて、集客目的のイベントではないことが提案されましたが、目的が明確にされていれば、集客目的でも良いこととなってしまうため、審査基準としては集客目的のイベントではないことが必要だと思います。)
  - 移植される場所の元あった環境について、どう配慮しているか。

## (3) 規約改正（規約、細則、規則）

### ①沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の体制の見直しと規約改正案

- ・第 18 条第 5 項の、「所定の様式により他の出席理事へ、」は、「所定の様式により他の出席者へ、」に修正する。
- ・監査役の業務監査の仕方について、具体的なやり方について質問があった。監査役は理事会へ参加し、ML での議論等もチェックしているため、現在の体制で監査を行うことは可能であることが確認された。

### ②内部決裁等の整備

- ・主催・共催・協賛・後援等に関する規定を定めることが承認された。
- ・内部決裁規程等については、まだ作成できていないため、次回理事会以降に提案される。
- ・主催・共催・協賛・後援等に関する規定(案)について次のように修正する。アンダーラインが修正する部分。

	修正前	修正後
1	2. 定義 (2)「共催」とは、本協議会を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催	2. 定義 (2)「共催」とは、本協議会を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催

	しを開催することをいう。主体が本協議会を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、 <u>協賛又は後援と比べて、その催しへの本協議会の関与度合いが強い場合をいう。</u>	しを開催することをいう。主体が本協議会を含む複数であること以外には主催と異なるものではない。
2	4. 手続き (1) 主催 ②承認 、開催趣旨、 <u>開催年月</u> 、開催地、	4. 手続き (1) 主催 ②承認 、開催趣旨、 <u>開催年月日(期間)</u> 、開催地、
3	4. 手続き (1) 主催 ⑥理事会への報告 また、 <u>会議終了後の理事会において、</u>	4. 手続き (1) 主催 ⑥理事会への報告 また、 <u>催し終了後の理事会において、</u>
4	4. 手続き (3) 協賛 ①提案 <u>本協議会会員は、催しの共催を提案することができる。</u> 提案先は会長とし、事務局に必要書類等を提出する。	4. 手続き (3) 協賛 ①提案 提案先は会長とし、事務局に必要書類等を提出する。
5	4. 手続き (4) 後援 ①提案 <u>本協議会会員は、催しの主催を提案することができる。</u> 提案先は会長とし、事務局に必要書類等を提出する。	4. 手続き (4) 後援 ①提案 提案先は会長とし、事務局に必要書類等を提出する。
6	4. 手続き (4) 後援	4. 手続き (4) 後援 ⑤理事会への報告 <u>承認を得た後援については、催し終了後に理事会へ報告する必要がある。</u>
7	4. 手続き (1) 主催 (2) 共催 (3) 協賛 の④以降の番号が間違っている。	正しい番号に修正。

#### (4) 第5回総会について(資料4)(次第と資料の承認)

- ・総会の日時と場所について承認された。
- ・会計報告については前回総会で一般会計に組み入れることとなったことが確認された。
- ・昨年の総会で、サウジアラムコからの寄付金を特別会計としてはどうかという意見があったが、事務局の運営費やサウジアラムコ以外からの寄付金の受け皿としても活用したいの

で、一般会計とすることが了承されている。ただし、資金の流れが明確になるように、サウジアラムコからの寄付については、「サウジアラムコ基金」として、分けて記述する。

・総会の次第と議案書は、以下の修正を反映させ理事会メンバーリストで承認することを条件に承認された。（議事録の最後に修正後の議案書を添付する。）

- ▶ 次第の総会成立の確認に会員数も加える。
- ▶ 第1号議案 平成23年度活動報告に詳細を記述する。
- ▶ 第2号議案 平成23年度収支決算報告と第4号議案 平成24年度収支予算（案）をサウジアラムコからの寄付分について詳細がわかるように記述する。
- ▶ 第5号議案 規約の改正は今回の理事会の修正を反映する。
- ▶ 第6号議案 選挙結果は当日発表されることを記述する。

## **(5) 平成24年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業**

・助成実施要綱などに「・・・として相応しいもの・・・」という表現は、削除する。

・審査結果の理事会での承認について確認した。

個々の審査結果を審議するのではなく、審査結果の決定を承認するのみとする。理事会は、審査会で利益相反がなかったかなどを確認する。

・審査要領の「2. 各項目の審査の基準」の「(1) 協議会の趣旨や基本理念について」の②の項目は削除する。

・審査内容は公開しない。

・審査員に謝金は支払わない。旅費については、本島外の方へは支出する。

## **(6) その他**

・第5回総会の前に次回理事会を予定する。

・サンゴ礁学会の自由集會に協議会の交流会をエントリーしたいと思っているので、今後理事会MLでも議論したい。

・八重山サンゴ礁保全協議会から、昨年度協賛したインプロシアターについて無事終了したとの報告があった。与論町からも問い合わせがあった。

・サンゴ礁保全に絡む活動の情報収集を協議会が担うことができないか。

## 第5回沖縄県サンゴ礁保全推進協議会総会

平成24年6月17日（日）15:00～17:00

場所：沖縄大学 2号館 2-306 教室

### 議事次第~~（案）~~

司会：自然保護課 渡嘉敷

1. 開会挨拶（会長 中野）
2. 議長選出（司会）
3. 総会成立の確認（事務局より**会員数**、出席者、委任状等による成立要件の報告）（議長）
4. 議事録署名人選出（議長）
5. 議事（議長）
  - 第1号議案（平成23年度事業報告）（事務局）
  - 第2号議案（平成23年収支決算報告）（事務局）（監査報告 監査役）
  - 第3号議案（平成24年度事業計画(案)）（事務局）
  - 第4号議案（平成24年度収支予算（案））（事務局）
  - 第5号議案（規約改正）（事務局）
  - 第6号議案（第3回選挙結果）（選挙管理委員会）
  - 第7号議案（その他）
6. 閉会（司会）

## 第5回 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会総会

日時 2012(平成24)年6月17日(日)

15時00分～17時00分

会場 沖縄大学 2号館 2-306 教室

### — 議案書 —

## 第1号議案 平成23年度活動報告

平成23年度は下記の内容について活動を実施。

(1) 理事会及び総会の開催

第7回理事会 (2011年5月13日、沖縄県庁 3階 第5会議室)  
第8回理事会 (2011年6月18日、沖縄大学 2号館 2-306号室)  
第9回理事会 (2011年12月18日、八汐荘 1階 小会議室)  
資料や議事録は協議会のホームページをご覧ください。  
<http://coralreefconservation.web.fc2.com/about/rijikai.html>

(2) 第3回わたしのサンゴ礁イメージ展の実施 (環境フェアへの出展)

(3) サンゴ礁保全活動実践交流会

オニヒトデの専門家である「岡地 賢」氏に、オニヒトデの対策についての基本的な考え方を説明いただき、各団体が直面している課題、問題などについて、意見交換しました。

(4) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業

(5) 後援、共催、協賛

後援:

2011年12月8日 「海洋博研究センター サンゴシンポジウム サンゴの移植  
⑥ 一有性生殖と無性生殖による種苗生産技術」  
2012年2月12日 「沖縄・生物多様性市民ネットワークアオサンゴ作業部会 海  
をまもる方法～海洋保護区について考えてみよう」  
2012年3月22日 「海洋博研究センター サンゴの分類と同定 2012」  
2012年3月4日 「沖縄生物・多様性市民ネットワーク アオサンゴ作業部会  
自主ルールを用いて自然をまもる方法」

共催:

2011年11月6日 日本サンゴ礁学会第14回大会公開シンポジウム「めざせ!  
ちゅら海一島人が取り組むサンゴ礁の保全・再生」

協賛:

2011年9月17日 八重山サンゴ礁保全協議会「海からの『御恩』と『御恩返し』」  
(即興演劇のインプロシアター)

(6) 第4回美ら海写真展への出展

(7) サンゴの日パネル展

(8) ホームページの維持管理

平成23年度活動計画に挙げていたパネル作成は実施できなかった。

## 第2号議案 平成23年度収支決算報告

平成23年4月1日～平成24年3月31日までの決算は下記のとおりです。

● 収入	一般会計	サウジアラムコ基金
1) 寄付		11,977,500
2) その他助成金等	100,000	
3) 預金利息	68	1,298
4) 口座の移動	1,000,000	
5) 前年度繰越金	478,651	
<b>小計</b>	<b>1,578,719</b>	<b>11,978,798</b>
<b>収入合計</b>		<b>13,557,517</b>

  

● 支出	一般会計	サウジアラムコ基金
1) 活動費	70,849	1,365
2) 会議費	30,607	
3) 旅費	331,180	
4) 雑費	11,660	
5) 協賛金	200,000	
6) 助成金		500,000
7) 口座の移動		1,000,000
8) 次年度繰越金	934,423	10,477,433
<b>小計</b>	<b>1,578,719</b>	<b>11,978,798</b>
<b>支出合計</b>		<b>13,557,517</b>

### 支出詳細

活動費：わたしのサンゴ礁イメージ展実施費用、アジェンダ負担金、振込手数料など

会議費：サンゴ礁保全活動実践交流会会場使用料

旅費：理事会旅費、サンゴ礁保全活動実践交流会講師旅費、アラムコ社表敬旅費

雑費：表敬の際の土産など

協賛金：八重山サンゴ礁保全協議会

助成金：NPO 法人読山原（半額）、ニライ地区のサンゴを見守る会（半額）

※助成金に関しては、上記団体に平成24年度に残りの金額（50万円）を、他の選定された団体に90万円を支出する予定です。



### 第3号議案 平成24年度事業計画(案)

平成24年4月1日～平成25年3月31日までの活動(案)は下記のとおりです。

- (1) 理事会及び総会の開催
- (2) 第4回わたしのサンゴ礁イメージ展の実施(環境フェアへの出展)
- (3) サンゴ礁保全活動実践交流会
- (4) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業
- (5) サンゴの日パネル展
- (6) ホームページの維持管理
- (7) 後援、共催、協賛
- (8) その他活動に必要な事項

#### 第4号議案 平成24年度収支予算(案)

平成24年4月1日～平成25年3月31日までの予算(案)は下記のとおりです。

● 収入	一般会計	サウジアラムコ基金
1) 寄付	100,000	
2) その他助成金等	90,000	
3) 口座移動	1,000,000	
4) 前年度繰越金	934,423	10,477,433
<b>小計</b>	<b>2,124,423</b>	<b>10,477,433</b>
<b>収入合計</b>		<b>12,601,856</b>
● 支出	一般会計	サウジアラムコ基金
1) 活動費	210,000	4,000
サンゴ礁コンテスト	(50,000)	
アジェンダ21会費	(5,000)	
環境フェア出展費用等	(5,000)	
サンゴ礁保全活動実践交流会	(100,000)	
ホームページのメンテナンス	(50,000)	
2) 会議費	50,000	
3) 旅費	500,000	
事会旅費	(400,000)	
シンポジウム等旅費	(100,000)	
4) 通信費	4,000	
5) 雑費	10,000	
6) 助成金		4,400,000
平成23年度助成事業		(1,400,000)
平成24年度助成事業		(3,000,000)
7) 委託費	500,000	
平成23年度助成事業	(500,000)	
8) 口座移動		1,000,000
9) 次年度繰越金	850,423	5,073,433
<b>小計</b>	<b>2,124,423</b>	<b>10,477,433</b>
<b>支出合計</b>		<b>12,601,856</b>

昨年の総会で、サウジアラムコからの寄付金を特別会計としてはどうかという意見があったが、事務局の運営費やサウジアラムコ以外からの寄付金の受け皿としても活用したいので、一般会計とすることが了承されている。ただし、資金の流れが明確になるように、サウジアラムコからの寄付については、「サウジアラムコ基金」として、分けて記載した。

## 第5号議案 規約の改正

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会は2008年に設立し、約3年が経ちました。協議会の方針で会費を取らず安定した活動資金がないこと、また、理事の皆さんをはじめ本業の合間での活動を中心にしていることなどから、なかなか思うような活動ができない状況が続いておりました。

そのようなとき、サウジアラムコからの寄付や白石などの寄付が申し込まれ、協議会にとって新たな展開が期待できるように思います。また、このことは社会的な期待の現われであると同時に、協議会として重い社会的責任を果たす必要がでてきたことも意味しています。

今回昨年度に協議会の新たな活動として、第1回目の助成事業を実施しましたが、協議会内部で十分な議論ができなかったことや協議会の体制について、これまで主だった活動がなかったために表面化しなかったいくつかの問題が顕著になりました。

そこで、今後の理事会、協議会の運営をスムーズに進めていくために、理事会の組織構成の明確化、規約・規則等の変更等に関する権限の所在の明確化、効果的に委員会を運営していくための体制の整備、監査員の役割の強化、事務局機能の強化などが必要であることから、組織体制を強化し、協議会規約の見直しを提案します。

### 第5-1号議案 規約の改正（第14条）

今まで監査役は会計の監査を行っていたが、監査役は業務も監査するように変更したい。ただし、業務を監査するということは、規約通りに仕事が行われているかや、決裁事項はしかるべき審議を経ているかを監査することとする。

改正前	改正後
(役員の職務) 3 監査役は、協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。	(役員の職務) 3 監査役は、協議会の <u>業務及び</u> 会計を監査し、その結果を総会に報告する。

### 第5-2号議案 規約の改正（第16条）

理事会運営要綱や委員会運営細則など各会で改正や制定する規則と区別するため、総会で議決を経るものを規約としたい。

改正前	改正後
第16条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 (1) <u>規約及び規則</u> の制定または変更	第16条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 (1) 規約の制定または変更

### 第5-3号議案 規約の改正（第18条）

理事会の構成を明記し、事務局の強化や運営の円滑化を図るため、理事会に事務局長を置くこととしたい。

改正前	改正後
第18条 理事会は、必要に応じて開催する。 2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。 3 理事会の議事は、 <u>出席した理事</u> の5分の3以上により決する。 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。 5 理事会に出席できない <u>会員</u> は、所定の様式により他の <u>出席理事</u> へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。	第18条 理事会は、必要に応じて開催し、 <u>会長、副会長、理事、事務局長により構成する。</u> 2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。 3 理事会の議事は、 <u>出席者</u> の5分の3以上により決する。 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。 5 理事会に出席できない <u>構成員</u> は、所定の様式により他の <u>出席理事出席者</u> へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

### 第5-4号議案 規約の改正（第19条）

他の条項では「議決」となっているため、用語を統一したい。

改正前	改正後
第19条 理事会は、次の事項を <u>決議</u> する。	第19条 理事会は、次の事項を <u>議決</u> する。

### 第5-5号議案 規約の改正（第20条）

下記のとおり、第3項を削除したい。

改正前	改正後
第20条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。 3 <u>委員会設置の議案は、会員より理事会に対して随時提出できる。</u>	第20条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。

### 第5-6号議案 規約の改正（第21条）

委員会と理事会の連携を維持するため、理事が委員長となるようにしたい。また、各委員会の運営強化を図るため、細則を作成するようにしたい。

改正前	改正後
第21条 委員会は会員の有志により構成される。 2 <u>委員会には委員長を置き、会員の互選により選出する。</u> 3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。 4 委員会の <u>構成員並びに委員長の任期などの規定、運営は当該委員会による。</u>	第21条 <u>委員長は理事の中から会長が任命するものとする。</u> 2 委員会は会員の有志により構成される。 3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。 4 委員会の <u>運営は当該委員会の細則による。</u>

### 第5-7号議案 規約の改正（第24条）

事務局の強化や運営の円滑化を図るため、次のように修正したい。協議会の運営事務局を沖縄県環境生活部とし、事務局長を会長が任命することとし理事会の構成員としたい。

改正前	改正後
第24条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を <u>以下の通り設置する。</u> (1) <u>平成20年6月28日から平成21年3月31日の期間は、沖縄県文化環境部自然保護課に運営事務局を置く。</u> (2) <u>上記の期間以降は、協議会の会議（通常総会及び臨時総会等）により運営事務局を決定する。</u> 2 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。	第24条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を <u>沖縄県環境生活部自然保護課に設置する。</u> 2 <u>事務局長は、協議会会員の中から会長が任命する。</u> 3 <u>事務局長の任期は2年とし、再任は妨げない。</u> 4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

### 第5-8号議案 規約の改正（第25条）

第7条（権利の停止）を加えたときに、修正していなかったため、修正したい。

改正前	改正後
第25条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。 (1) <u>第14条に規定する総会、第17条の理事会及び第19条の委員会の議事・進行に関する事項</u>	第25条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。 (1) <u>第15条に規定する総会、第18条の理事会及び第20条の委員会の議事・進行に関する事項</u>

### 第5-9号議案 規約の改正（第27条）

第7条（権利の停止）を加えたときに、修正していなかったため、修正したい。

改正前	改正後
2 寄付金の使途については、 <u>第14条</u> に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。	2 寄付金の使途については、 <u>第15条</u> に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

### 第5-10号議案 規約の改正（第27条）

第7条（権利の停止）を加えたときに、修正していなかったため、修正したい。

改正前	改正後
(運営細則) 第29条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、 <u>第14条</u> に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。	(運営細則) 第29条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、 <u>第15条</u> に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。

### 第6号議案 選挙結果

5月31日以降に開票するため、当選した役員は総会の日に発表されます。

### 第7号議案 その他